

5. 国際通貨制度動揺下における 国際金融協力と日本銀行

(1) 国際通貨制度動揺下の国際金融協力

イギリスの金本位制停止前後の状況

既述のように1929年（昭和4年）10月のニューヨーク株式の大暴落に端を発した世界恐慌と国際通貨不安は、ついに1931年9月にイギリスの金本位制停止へと発展した。この停止措置が実施された9月21日にイングランド銀行は、公定歩合を年4.5%から一挙に6.0%に引き上げ、イギリス政府も翌22日、外国為替統制に関する省令を公布するなどの対策を講じたが、英ポンド相場(1)の下落は著しく、金本位制停止前、対米4ドル $85\frac{7}{8}$ であったものが、9月25日には3ドル40(2)にまで低落した。

英ポンドは当時、国際通貨体制の核ともいべき存在であったから、イギリスの金本位制停止が世界に大きな衝撃を与えたことはいうまでもない。ヨーロッパの多くの国の株式取引所は臨時休業し、各地の商品相場は高騰した。とくに国際通貨体制に及ぼした影響は大きく、デンマークでは多額の金流出に見舞われた結果、早くも9月22日に金輸出の禁止を発表したが、これをはじめに27日にはノルウェーが、また28日にはスウェーデンが金本位制度を停止した。さらに10月に入って12日にフィンランド、南北ローデシアが、15日にはボリビアが、それぞれ金本位制度を停止、19日にはカナダが金輸出を禁止した。(3)

一方イギリスの金本位制停止以後、アメリカからはヨーロッパ諸国、とくにフランスに対し急激な金流出が続き、その額は10月末までに4億2000万ドルないし4億3000万ドルに達したといわれている。これは当時ヨーロッパ諸国がアメリカ経済の前途に不安を感じ、在米資金を引き揚げたためであった。これに対しニューヨーク連邦準備銀行は10月9日、同月16日と相次いで公定歩合を引き上げたが

(年1.5%→2.5%→3.5%)、さらに同月22日からフランス首相とアメリカ大統領の会談が行われ、25日には金本位制度の維持を盛り込んだ共同声明が発せられるなどの対処策がとられ、月末近くになってアメリカ経済に対する不安感もようやく鎮静化⁽⁴⁾した。

第1次世界大戦後、経済の復興・発展のために国際的な協力が行われるようになったことはすでに述べたが、以上のような1929年10月以降における世界経済の深刻な危機は、そうした国際的な協力の必要性をいっそう痛感させるに至った。このことは1930年以降、通貨・経済問題をテーマとした国際会議が頻繁に開かれるようになったことに端的に示されている。またイギリスが金本位制度を停止する直前にも、アメリカおよびフランスから2次にわたり英ポンドに対する支援が行われている⁽⁵⁾。さらに1931年秋から1932年春にかけて当時経済状態が著しく悪化していたオーストリア、ハンガリー、ブルガリア、ギリシャ、ルーマニアは、それぞれ国際連盟に援助を求めた。国際連盟ではこれを財政委員会(Financial Committee)⁽⁶⁾に付託し、同委員会はそれぞれの国の経済状態を調査したうえ、それらの国が実施すべき対策を勧告するとともに、その実行を監視した。一方1930年5月に開業した国際決済銀行は上記財政委員会が経済政策について勧告した国の中央銀行に外国人顧問を推薦したり、あるいは短期資金に窮迫した中央銀行に対し短期信用供与を行った⁽⁷⁾。こうした1930年代に入ってから実施された各種の国際協力の中で、各国中央銀行は実質的に引き続き大きな役割を果たした。

以上のような経済的困難に陥った国に対する援助のほかに、世界経済の回復を図るため、1930年代に入って混乱を続けている国際通貨体制の秩序をいかにして再建するかが、当時の国際金融界の大きな課題であった。国際連盟はこの点について金委員会(Gold Delegation)において検討した結果、1932年6月、金本位制度への復帰が最も望ましいという結論をまとめた⁽⁸⁾。一方この問題は国際決済銀行においても検討が行われていたが、その結論は同年7月の同行理事会で満場一致の決議として採択された。同行はその中で「金本位制が依然最も有効なる貨幣機構であり又世界貿易並びに国際金融の自由な流れを可能ならしめるに最も適したものである⁽⁹⁾ということに意見の一致を見た」と述べている。つまり国際連盟も国

国際決済銀行も、国際的な協調努力により金本位制度の再建を目指すべきであるという点では全く一致していた。しかしその後における国際通貨体制は、そのような方向に動かなかったことは周知のとおりである。

1932年、イギリスは英ポンドに関して二つの重要な施策を実施した。その一つは同年7月1日から実施された「為替平衡勘定」(Exchange Equalization Account)の設置である。これまでもイングランド銀行は、為替相場の過度の変動を抑制しようとして自己勘定で為替市場に介入していたが、この「為替平衡勘定」の設置に伴い、同行はこの勘定で外貨の売買を行い、かつこれと対応して同勘定を通じ特別大蔵省証券の発行および償還が行われることにより、国内金融市場へかく乱的影響を及ぼすことなしに、為替市場での介入操作を円滑に実施できるようになった。⁽¹⁰⁾他の一つは同年7月21日から8月20日にかけてカナダのオタワで開かれたイギリス帝国経済会議の決定に基づく、いわゆる「オタワ協定」(Ottawa Agreement)である。これはイギリス帝国内の貿易を促進することをねらいとして、イギリス帝国内の各地域相互間で既存の特恵税率を引き下げ、あるいは帝国外の諸国に対する一般税率を引き上げることにより、特恵待遇の幅を拡大しようとしたものであった。オタワ会議では、帝国内での自由貿易の促進を通じて世界貿易の拡大に寄与する旨の宣言が出されたが、当時の国際政治・経済上の諸困難の中で事態はそのようには展開せず、いわゆるスターリング圏(sterling bloc)の形成に対抗して、他の諸国もブロック経済を形成しようとする気運がしだいに強まることになった。

世界経済会議

1931年7月に成立した前述のフーバー・モラトリウムは、翌32年6月に終わることになっていたが、1931年11月、ドイツ政府は同国が賠償を支払えるような状況にはないとして国際決済銀行に対しその旨を伝えた。そこで国際決済銀行は関係11か国から推薦された専門家を招集して、この問題を討議させたが、同年12月23日にこの専門家委員会の報告が提出された。同報告は、ヤング案(Young Plan)がドイツの賠償支払額を年々逡増させているのは世界貿易の持続的拡大を前提と

したものであったが、事実はその反対のことが起こったのであるから、ヤング案の前提は崩れてしまったというべきであり、その結果ドイツの賠償額はもちろん、すべての債務の実質的負担は著しく重くなっていると、この問題を解決するために政府間の協議を行うことを勧告した。⁽¹¹⁾

このような国際決済銀行専門家委員会の報告をうけて、1932年6月、スイスのローザンヌにおいて、わが国を含む関係国の政府代表による会議が開かれた（ただしアメリカは参加しなかった）。このローザンヌ会議（Lausanne Conference）はかなり紛糾したが、翌7月によりやくドイツの賠償支払いを事実上帳消しにするような結論を出した。⁽¹²⁾ すなわち①ドイツ政府は30億金マルク（ヤング案の10分の1以下）に相当する5分利付公債を発行して、これを国際決済銀行に引き渡す、②国際決済銀行はこの公債を3年据え置き後、市場に売り出し、これを資金化することができるが、その売却価格は額面の9割以下であってはならない、③公債の売却代わり金は特殊勘定に預入し、その配分についてはドイツを除く関係国間で協議する、④協定調印後15年間を経過してもなお売却できない公債は帳消しとする、というのがその内容であった。⁽¹³⁾

こうして賠償問題に一応の結論が出ると、戦債処理が次の大きな問題になった。イギリス、フランス、イタリアは当初からドイツからの賠償金によってアメリカに対する戦債を償還しようとしていたから、賠償問題と戦債処理は密接不可分の関係にあったといえる。⁽¹⁴⁾ イギリス、フランスなどはこの戦債処理について満足な解決が得られるまで、前述のローザンヌ協定を批准しないと声明し、また戦債処理について協議するため、最大の債権国であるアメリカを含む会議の開催を呼びかけた。⁽¹⁵⁾ これに対し当初アメリカはこうした会議の開催に消極的であったが、⁽¹⁶⁾ イギリスが積極的に世界会議をロンドンで開催するためのイニシアチブをとり、1933年に入りようやく開催のための準備が具体的に進められるに至った。⁽¹⁷⁾

もっともこのような世界会議の開催は単に戦債処理のためにのみ提唱されたわけではない。当時の世界的な不況の中で生じた金融・経済上の多くの困難の原因として、賠償や戦債の問題があるという認識がヨーロッパ諸国を中心に高まって

いたことは事実であるが、これとともに、世界景気の回復を図るためには金本位制度への復帰についてどう考えるべきか、当面の措置として主要通貨間の為替相場的大幅変動を避けるような方策を考える必要があるのではないか、などといったことも各国の共通の関心事となっており、世界会議の開催を通じて当時の世界経済に横たわる多くの問題解決のための糸口をつかもうとしていたということができよう。こうした状況の中で、アメリカでは1933年2月に金融恐慌が発生し、さらに3月6日には金輸出禁止の緊急令（金輸出許可制実施）が出されたが、この事態は世界に大きな衝撃を与えた。ケインズは3月13日から4日間 *Times* 紙に「繁栄への道」(The Means to Prosperity) と題する論文を掲載し、その中で「世界はしだいに奇跡を信じないようになった。換言すれば世の中はわれわれが人為的手段を用いなくとも自然に調整されるものだという考えを捨てたのである。これはまことに世界会議を開催し、何らかの積極的手段を講ずる好機が熟したものだといふべきだ」という趣旨のことを述べた⁽¹⁸⁾。一方アメリカも世界経済建直しのためには国際的な経済協調が必要であるとし、世界経済会議の予備会談をワシントンで開くよう各国に呼びかけた。この呼びかけに応じたイギリスおよびフランスの代表がワシントンに到着する直前の4月20日、アメリカは金輸出禁止の行政命令を布告し金本位制度を停止した。この措置は、予備会談に対するアメリカの「抜打的政略」⁽¹⁹⁾として関係国に不満を与えたものの、結局協議の焦点を戦債処理から通貨安定の問題に転換させたといわれている⁽²⁰⁾。

こうして世界経済会議は同年6月、ロンドンで開催されることになり、深井本行副総裁は、政府の依頼によりわが国の代表の一人としてこの会議に派遣されることになった。深井副総裁の派遣が決まったのは4月中旬であったが、その直後の4月22日、本行はこの会議においてわが国がとるべき態度について経済界の意見を聴取するための懇談会を開いた。この席上で出された意見の中で注目されたのは、日本の輸出がダンピングであるという外国の誤解をといてほしい、あるいは外国貿易上、日本が差別的な取扱いを受けないようにしてほしいという発言であった。当時わが国と海外との貿易摩擦が高まっていたし、この懇談会の約1か月前にわが国は国際連盟から脱退していたから、わが国の産業界が貿易の前途に

一抹の不安を感じていたのは当然であった。一方為替の問題も世界会議の重要な議題と予想されていたが、これについては若干の断片的な話があったにすぎない。⁽²¹⁾この点だけからみると、懇談会に出席した経済界の有力者は円の対外価値がいかにあるべきかについて、あまり深く考えていなかったような印象を受ける。なお大阪財界からは書面で次のような「世界経済会議出席代表ニ対スル希望」が寄せられている。⁽²²⁾

- 一、大英帝国に於けるが如き経済ブロック政策、特惠関税政策に反対し日印通商条約廃棄の如き挙に出でしめざる様すること。
- 一、関税休日制を実施し如何なる名目を問はず現行率以上引上げをなさざること。
- 一、各国の現行関税を低減すること。
- 一、関税の分類賦課を可成簡明にすること。
- 一、非合法のボーイコットを禁止すること。
- 一、英米為替率協定せられ延いて日米間の為替率協定せらるとせば我国の实情に鑑み不利とならざる様会商すること。
- 一、会議に適當なる実業家を派遣し日本工業の真相を充分説明し日本輸出品のダンピングにあらざることを各国に認識せしむること。

次いで5月23日にはこの会議にのぞむわが国の基本方針が閣議で決定された。この中からとくに通貨・金融問題に関連の深い部分を抜粋すれば次のとおりである。⁽²³⁾

- 二、現時経済不況の主要なる原因の一は各国の金本位制度の離脱及之に伴ふ通貨の混乱なり。故に各国間の協力に依り金本位の維持及完全なる運行を保障し得る条件が成就せられ、各国の金本位復歸の達成せらるるに至らんことを希望す。尤も金本位への復歸前に於ては各般の準備を必要とするのみならず、各国には夫々固有の事情の存するものあるを以て、金本位への復歸の時期方法等の決定に付ては、各国に相当自由裁量の余地を与へ以て余り窮屈に失せざる様協定することと致度し。
- 三、一般的経済恢復を容易ならしむる為には物価又は為替の低落等に依り支払の著しく困難となれる対外債務を整理すること最も緊要なり。殊に平価の切下の場合に於ては金払約款の債務に付て公正なる調整を施すの要ありと認む。仍て是等の債務に關し利害関係者の協調、関係政府の援助又は国際機関の斡旋に依り適當なる一般的

解決策の講ぜられんことを希望す。

世界経済会議は正式名称を⁽²⁴⁾ World Monetary and Economic Conference (世界通貨経済会議)として6月12日からロンドンで開催された。この会議にのぞむ、わが国の全権委員として次の3名が任命された。

枢密顧問官	石井菊次郎
特命全権大使	松平恒雄
日本銀行副総裁	深井英五

世界経済会議には66か国という多くの国が参加したが、会議の議題は次のとおりであった。⁽²⁵⁾

(一) 通貨金融問題

第一、即時対策

- (1) 信用政策
- (2) 物価水準
- (3) 為替変動の防止及び為替の統制
- (4) 負債問題並に融資の再開

第二、恒久対策

- (1) 貨幣準備
- (2) 中央銀行の職能
- (3) 各国中央銀行政策の調整
- (4) 銀問題

(二) 経済通商政策〔以下、細目省略〕

第一、商業政策

第二、生産及販売の調整

第三、関税並に禁止制度以外の直接間接に国際貿易に影響ある方策

第四、公共事業問題

会議は各国代表の演説から始まり、次いで6月14日、上記議題を審議するため、経済委員会、通貨金融委員会を設置し、さらにその下部に分科委員会、小委員会を設けた。こうした会議の進行とその状況については、当時わが国の新聞でもかなり詳しく報道されており、この会議に寄せる期待と関心の大きさを示して

いる。前記の会議議題から明らかなように、同会議で取り上げられた問題は極めて多岐にわたっているが、通貨制度、金融政策にかかわりのある事項につき、以下、深井副総裁の総裁あて電信を抜粋しながら、会議の進行や舞台裏の状況を追ってみよう。

これより先、同年初めごろからアメリカ、イギリス、フランス3か国間では、世界経済会議を成功させるために、将来における国際通貨制度の在り方、当面3か国通貨間の為替相場的大幅変動を避けること、などに関する合意をあらかじめ取り付けようとして、3か国中央銀行間の討議を含むいろいろな形での交渉が行われていた。そして世界経済会議が始まると間もなく、その舞台裏では、これら3か国間の為替相場を安定させるための協議が始まった。これについて6月17日付の深井からの報告は次のように述べている。⁽²⁶⁾

英米仏三国間に暫定的為替安定方に関し経済会議の開始と略ぼ時を同じうして会談始まり、一時は頗る困難なる模様なりしが、経済会議の人気を守り立つる意味も加はり、目下の処には先づ英米間四弗見当に短期間の安定を計る案にて協議進行中、或は近く協定成立するやも知れず。

その後為替相場安定に関する協議は、各国間の考え方の相違により、具体的な形での合意が成立するところまではなかなか進捗しなかったが、月末ごろには3か国の代表者間で、3か国中央銀行間で為替相場変動を狭い範囲内に限定して相互に支持操作を行うという秘密取決め案も作成されていたようである。⁽²⁷⁾

一方世界経済会議の席上においては金本位制度をめぐって議論が行われていた。次は6月20日付の深井からの報告の冒頭部分である。⁽²⁸⁾

米国の政策一定せず経済会議関係の諸問題に対する態度豹変するを以て疑惑の空気生じたるも、恒久的通貨制度に関しては議事着々進行しつつあり。米国は出来るだけ速に金本位制を樹立することを望まんとし、金本位制施行の方法中に法定最低準備率を各国共通に二五%とすることを含む決議案を提出せり。小生は先づ米国提案の趣意が各国をして比例準備制を採用せしめんとするにあるやを質問し其の然らざるを確めたり。従て日本の如き比例準備制に依らざる国には前記準備率の適用なきこととなるべき筈なり。

さらに金融政策の運営に関する議論について、6月22日付の深井からの報告は次のように述べている。⁽²⁹⁾

物価引上を目的とする金融政策に関し英国の提案ありたるが、低金利自由融通を偏重し不健全なる通貨膨脹を誘致する惧あるものと認めたるを以て、我方は目下適度の寛大なる金融政策を必要とする意味にて英国案の趣意に賛同するも、金融政策は各国時時の事情により案配し弊害惹起を避けざるべからず。又物価の引上も相当の程度に止めざるべからざることを指摘する為め、分科委員会に於て我方の意見を津島〔引用者注：大蔵省海外駐劄財務官〕演説せり。仏国、伊太利、独逸は英国案に対し寧ろ反対に傾けり。尚内聞する所によれば英蘭銀行も英国案には賛成し居らざるが如し。

以上から推察されるように、世界経済会議は舞台の表でも裏でも、話合いが難航していた。6月29日付の深井からの報告は「為替安定を実現するにあらざれば経済会議進捗し難しとの空気濃厚」と述べている。⁽³⁰⁾ところが翌30日、フランス、イタリアなど、いわゆる金ブロック諸国は、「為替共同宣言」（または「金宣言」）を作成して、これにアメリカの賛成を求めた（イギリスはアメリカの賛成を条件に同宣言に参加することになっていた）。この宣言の趣旨は、①金本位国は金本位を固守することを宣言するとともに②金本位離脱国は他日金本位に復帰する意図あることを宣言することを含むものであったが、7月1日夜、アメリカ大統領はこの宣言に参加することを拒否した。こうして為替安定化問題は暗礁に乗り上げ、世界経済会議の前途をいっそう悲観的なものとした。こうした状況から、一部の分科委員会では事実上、議事進行が不可能となり、7月6日にはついに金ブロック諸国から経済会議を休会すべきであるとする提案が行われた。アメリカ、イギリス、カナダ、日本等はこの提案に反対したが、会議は事実上「仮死状態」⁽³¹⁾となり、結局7月27日に閉会するに至った。⁽³²⁾

当時、世界はこの会議の成功に大きな期待を寄せていただけに、この会議の失敗が各国に与えた失望は大きかった。もっとも深井英五は後年その著書『回顧七十年』の中で、次のように比較的クールな感想を述べている。⁽³³⁾

外形上米大統領の声明が会議中止の動機となつたので、之を態度豹変として非難する声が高かつた。実際米国は最初国際協定に望を掛け、会議開催の発案者でありなが

ら、後には独自に通貨政策等を決定するの自由を保持する方に傾いた。当初通貨問題に関する理解が不十分であつたと云ふ批評は免かれなからうが、国情、国論、国際関係の紛糾せるに徴し、已むを得ざりしことを諒とすべき点もある。只其の態度は余りに露骨であつた。然しながら国際協定の拘束を好まざるは、米国に限らず、何れの国にも共通であつた。会議は、経路の如何に拘らず、行着くべき処に行着いたのである。倫敦会議の盛儀は会議外交の終幕たることを顕著に表現し、其の後の国際情勢の動向を予見せしむべきものであつた。

深井は世界経済会議の閉会をもって「会議外交の終幕」と述べたが、このことは表現を変えれば、第1次世界大戦後の世界経済における国際的協調の時代が終わったことを意味しているのであろう。事実世界のブロック経済化はいまや阻止することのできない流れとなっていた。

もっともこのような流れの中で、国際協調への努力が全く放棄されたわけではなかった。例えばイングランド銀行は、世界経済会議閉会の翌月（8月）にオランダ銀行との間に、オランダ・ギルダーでポンド相場の安定操作を行うことに関する秘密取決めを結び、その後他の金ブロック諸国の中央銀行との間にも同様の取決めを結ぶことによって、金ブロック諸国通貨に対するポンド相場の安定を図ろうとする努力を行っている。⁽³⁴⁾

三国通貨協定

世界経済会議の失敗は、フランスを中心とする金ブロック、イギリスを中心とするスターリング・ブロック、アメリカを中心とするドル・ブロックの形成を促した。ところで、その後における各国経済の推移をみると、金ブロックに属する諸国の不振が目立った。これらの国ではおおむね工業生産が不振で失業が増大し、しかも金外貨準備は減少していた（表5-1）。そうした状況の中で、金ブロックに属するベルギーは1935年3月31日以降銀行券の金兌換を停止し、ベルガの平価を28%切り下げた。⁽³⁵⁾次いでオランダ・ギルダー、スイス・フラン（いずれも金ブロック通貨）が為替投機の波に襲われたが、ベルガ切下げ1週間後の4月7日、金ブロック諸国（オランダ、スイス、フランス、ベルギー）の中央銀行総裁

表 5-1 主要国の經濟指標

年	アメリカ		スターリング・ブロック		金		ブ		ロ		ツ		日本
	イギリス	カナダ	フランス	イタリア	オランダ	イタリ	オランダ	イタリ	オランダ	イタリ	オランダ		
1932 (A)	53.8	58.1	68.8	66.9	62.3	97.8							
1935 (B)	75.6	81.3	67.4	...	66.3	141.8							
$\frac{B-A}{A}$	+ 40.5%	+ 39.9%	- 2.0%	...	+ 6.4%	+ 45.0%							
工業生産指数													
金・外貨準備高													
1932 (A)	億ドル 40.5	百万ポンド 120.6	億フラン 876	百万リラ 8,917	百万キルダ 1,104	百万円 425							
1935 (B)	101.3	200.7	676	5,167	645	504							
$\frac{B-A}{A}$	+ 150.1%	+ 66.4%	- 22.8%	- 42.1%	- 41.6%	+ 18.6%							
失業者数													
1932 (A)	千人 13,182	千人 2,273	千人 308	千人 1,006	千人 154	千人 486							
1935 (B)	12,208	1,715	466	...	174	356							
$\frac{B-A}{A}$	- 7.4%	- 24.5%	+ 51.3%	...	+ 13.0%	- 26.7%							

(注) 1. 工業生産指数は1929年=100.

2. 金・外貨準備高は各年末、カナダは金準備高のみ。

3. 失業者数は各月末の平均、カナダ、フランスは求職登録者数。

(出所) League of Nations, *Statistical Year-Book of the League of Nations, 1935/36* (Geneva, 1936), pp. 59-60, p. 174, pp. 245-248.

は国際決済銀行に参集し、あくまで金本位制度を維持することを確認するとともに、⁽³⁶⁾そのための協調を図ることを決定した。

しかし実際には金ブロックの中心であるフランス・フラン自体に危機が迫っていた。すなわちフランスでは、ベルガ切下げ後金流出が続いていたが、他方隣国ドイツは3月に再軍備の宣言を行っていたし、また国内では労働攻勢の高まり、政情不安という状況が続き、厳しいデフレ政策の推進を困難にしていた。もっとも6月以降、フランス・フランはじめ金ブロック諸国通貨は一時小康状態を呈したが、翌1936年に入り、3月7日、ドイツ軍のラインラント（Rheinland）非武装地帯への進駐によって欧州情勢の緊張が高まると、再び通貨不安が発生した。⁽³⁷⁾とくにフランスでは5月の選挙において左翼政権が誕生したこともあって、資本の対外流出が激しくなった。これに対しフランス政府は金本位制堅持の伝統的政策を守ろうとしたものの、その後の情勢はしだいにそうした態度を続けることを困難にしていった。

9月26日、フランスは銀行券の金兌換を停止するとともに、フランの切下げ決定を発表した（さらに同月29日、金輸出を禁止）。同時にアメリカ、イギリス、フランスの3国はフランス・フラン切下げに伴う通貨協定が成立したことを声明した。⁽³⁸⁾これがいわゆる「三国通貨協定」（Tripartite Agreement）と呼ばれるもので、その趣旨はアメリカ、イギリスがフラン切下げ措置に協力し、相互に為替の安定に協力すること、さらに具体的に言えば、フラン切下げに伴い、競争的平価切下げが生じるのを防止しようとしたものであったといえる。⁽³⁹⁾

昭和11年10月開催の支店長会議において、前年総裁に就任した深井英五は、このフランス・フランの切下げについて次のように述べている。⁽⁴⁰⁾

要するに目下日本の為替に付ては、法〔引用者注：フラン〕の変更の結果として直に施設すべきことはないやうに思ふ。国際貸借が磅や弗を以て決済せられる割合とか信頼の程度から今後対策が起つて来るかも知れぬが、フランスの為替事情の結果として今直に考へる必要はない。……尚三国協定には他の国が賛成することが望ましいとあるが、正式に日本には交渉はなかつた。外交的にはフランスから一寸話があつたらしい。之に關聯して国際会議開催説が伝はり、昨今の新聞にもその事が出て居るが、外

5. 国際通貨制度動揺下における国際金融協力と日本銀行

務省でも関知しないといふことで、是は無根拠であります。貿易に就ては別とし貨幣に関して多数の国が代表を公開の席に集めて討議すると云ふ様な気分は今日の処無いと思ひます。

以上に述べられているように、当時わが国とフランスの間にはそれほど深い経済関係があったわけではないので、このフランス・フランの切下げはあまり重大視されなかった。ただこれを国際金融史の流れからみるならば、この事件は一面では、これまで金本位制度を維持してきた金ブロックの解体を意味するものであった。しかし、他方では、各国の相次ぐ平価切下げによって国際為替市場は動揺を続け、輸入制限措置の相互的重課によって国際貿易は著しく萎縮し、国際経済・金融上の問題について国際的な協調と討議によって解決しようという雰囲気⁽⁴¹⁾が著しく後退していた当時の情勢のもとで、上記のような三国通貨協定が成立したことは、3か国のみの話合いであったとはいえ、為替相場の安定に相互に協力し、為替相場の変更について関係国間の協議を行おうという考え方を表明した点において、第2次世界大戦後のブレトン・ウッズ体制 (Bretton Woods System) の先駆をなすものとして注目されるものであった。なお三国通貨協定成立後、ベルギー、スイス、オランダの3か国が同年中にこの協定に参加した。

(1) 日本銀行営業局『倫敦代理店監督役経済報告』(昭和6年9月23日付)。

(2) 上掲資料(昭和6年10月24日付)。

(3) 日本銀行「日本銀行調査月報」昭和6年9月～10月(日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第7巻、大蔵省印刷局、昭和38年、所収)662～663ページ、672～674ページ。

(4) 上掲「日本銀行調査月報」昭和6年10月、669～670ページ。

(5) 1931年8月1日、イングランド銀行はニューヨーク連邦準備銀行、フランス銀行から各250万ポンドのクレジットを受け入れ、さらに8月28日にはイギリス政府がアメリカ銀行団から2億ドル、フランス銀行団から50億フランのクレジットを受け入れた(上掲「日本銀行調査月報」昭和6年8月、649ページ)。

(6) この委員会には本行ロンドン代理店監督役の田中鉄三郎が委員として参加していた。

(7) 田中鉄三郎『恐慌渦中の国際経済』日本外事協会、昭和8年、89～94ページ。

(8) League of Nations, Financial Committee, *Report to the Council on the Work of the Forty-sixth Session of the Committee (Geneva, June 27th to 30th, 1932)* (Geneva, 1932), p. 5.

第1章 管理通貨制度への移行

- (9) Bank for International Settlements, *Third Annual Report, 1932-33* (Basle, 1933), pp. 22-23. 金融経済研究所編『世界金融経済年報第3巻——国際決済銀行第三年次報告——』好学社、昭和23年、54ページ。
- (10) R. S. セイヤーズ著、西川元彦監訳『イングランド銀行——1891-1944年——』下巻、東洋経済新報社、昭和54年、590～597ページ参照。
- (11) Bank for International Settlements, *Second Annual Report, 1931-32* (Basle, 1932), pp. 19-20. 金融経済研究会編『世界金融経済年報第1・2巻——国際決済銀行第一・二年年次報告——』好学社、昭和22年、第二年年次報告43～45ページ。
- (12) C. P. キンドルバーガー著、石崎昭彦・木村一朗訳『大不況下の世界一九二九——一九三九』東京大学出版会、昭和57年、152～153ページ。
- (13) 前掲『世界金融経済年報第3巻——国際決済銀行第三年次報告——』126～127ページ。
- (14) 東京銀行『横浜正金銀行全史』第3巻、東京銀行、昭和56年、582ページ。
- (15) 前掲『世界金融経済年報第3巻——国際決済銀行第三年次報告——』52ページ。
- (16) 前掲『大不況下の世界一九二九——一九三九』178～179ページ。
- (17) 前掲『イングランド銀行——1891-1944年——』下巻、628ページ。
- (18) 前掲『倫敦代理店監督役経済報告』（昭和8年4月6日付）5～6ページによる。原本は論旨を文語文で伝えたものであるが、ここでは口語文に改めた。
- (19) 前掲『日本銀行調査月報』昭和8年4月、868ページ。
- (20) 前掲『大不況下の世界一九二九——一九三九』180ページ。
- (21) 日本銀行保有資料『倫敦経済会議関係書類』昭和8年。
- (22) 同上。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (23) 日本銀行保有資料『国際経済会議資料』昭和8年。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (24) 当時わが国ではこの会議を「世界経済会議」とか「国際通貨経済会議」などと呼んでいたが、全権任命辞令では「倫敦国際経済会議」、外務省の決議採択告示では「貨幣及経済会議」としていた。
- (25) 前掲『日本銀行調査月報』昭和8年6月、892ページ。
- (26) 前掲『倫敦経済会議関係書類』。
- (27) 前掲『イングランド銀行——1891-1944年——』下巻、632ページ。
- (28) 前掲『倫敦経済会議関係書類』。
- (29) 同上。
- (30) 同上。
- (31) この表現は昭和8年7月16日付『報知新聞』の見出しである。
- (32) 前掲『倫敦代理店監督役経済報告』（昭和8年7月31日付）14ページ、32～33ページ、38～39ページ。
- (33) 深井英五『回顧七十年』岩波書店、昭和16年、309～310ページ。

5. 国際通貨制度動揺下における国際金融協力と日本銀行

- (34) 前掲『イングランド銀行——1891-1944年——』下巻、633～634ページ。
- (35) 前掲「日本銀行調査月報」昭和10年3月、141ページ。
- (36) 昭和10年4月9日付『中外商業新報』。
- (37) 前掲「日本銀行調査月報」昭和10年5月、同年8月、昭和11年3月、159ページ、190～191ページ、251ページ。
- (38) 上掲「日本銀行調査月報」昭和11年9月、318ページ、325～326ページ。
なおこのフランス・フラン切下げ等の措置の内容は以下のようなものであった。
イ、9月26日以後期限到来の金または外貨払いの商業債務につきモラトリアムを実施。
ロ、株式取引所・商品取引所を一時閉鎖。
ハ、フランス銀行の金兌換停止。
ニ、フランの平価を25%ないし34%の間の率で切り下げる。
ホ、別に100億フランをもって為替平衡資金を設定する。
その後10月2日の為替市場再開時のフラン相場は以上の措置以前に比し28%低落した。
- (39) 牧野純夫『円・ドル・ボンド』（岩波新書）岩波書店、昭和35年、70～71ページ。
- (40) 日本銀行保有資料『昭和十一年十月 支店長会議関係書類』。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (41) 田中金司『金本位制の回顧と展望』千倉書房、昭和26年、277ページ。

(2) 国際決済銀行と日本銀行との取引関係

わが国における国際決済銀行の円資金運用

国際決済銀行（以下勘定名等の場合を除きB I Sという）は設立当初から、自己の保有する短期資金を加盟中央銀行を通じてそれぞれの国で運用する方針で、内々本行に対してもわが国での資金運用につき助言を得たいという希望を表明していたが、B I S株式の第1回払込みが昭和5年(1930年)5月20日に各国通貨で行われることになり、この払込みをどう処理するかという問題を早急に決定しなければならなくなった。この点に関しB I Sは、わが国の株式払込金を本行における国際決済銀行勘定として受け入れ、さらにそれを90日以内の円建て政府証券、銀行引受手形、商業手形に運用してほしいが、運用事務を本行自身が取り扱うか、もしくはそれを取り扱う適当な銀行を推薦してほしい旨依頼してきた。これに対し本行は運用事務を取り扱う銀行として横浜正金銀行を推薦するととも

に、5月20日付でB I Sと預金取引契約を締結し、本店に国際決済銀行の当座預金勘定を開設した。同日、本行はわが国が分担している第1回株式払込金 387万967円74⁽¹⁾銭をこの勘定に受け入れるとともに、このうち387万円を横浜正金銀行に振り込み、横浜正金銀行ではこの資金を大阪で商業手形（割引率 $3\frac{5}{8}\%$ ）に運用した⁽²⁾。

さらに翌6月に至り、B I Sはわが国に定期預金を置きたいとして、その条件についての問い合わせがあり、続いて8月にはいっそう具体的に300万円の資金運用に関する問い合わせがあったが、これについては9月13日に前回の株式払込金と同様に、商業手形に運用された。このほか同月、国際決済銀行資金100万円が横浜正金銀行を通じて、大蔵省証券に投資された。本行は横浜正金銀行から毎月末、国際決済銀行資金の運用として保有している手形の内訳について報告を徴求しているが、その中から一例として昭和5年9月末における手形引受人別の金額をみると次のとおりであった⁽³⁾。

引 受 人	金 額
	円
富士瓦斯紡績株式会社	1,090,403. <u>87</u>
日華紡織株式会社	4,221,489. <u>43</u>
名古屋紡績株式会社	377,610. <u>07</u>
天満織物株式会社	88,777. <u>36</u>
近江帆布株式会社	25,876. <u>00</u>
大阪合同紡績株式会社	52,593. <u>97</u>
倉敷紡績株式会社	448,300. <u>59</u>
日清紡績株式会社	402,631. <u>03</u>
辻紡績株式会社	84,470. <u>92</u>
大阪莫大小紡織株式会社	35,022. <u>92</u>
鐘淵紡績株式会社	56,204. <u>77</u>
愛知織物株式会社	13,728. <u>11</u>
大阪織物株式会社	11,797. <u>23</u>

5. 国際通貨制度動揺下における国際金融協力と日本銀行

和 泉 紡 績 株式会社 円
12,940.70

計 6,921,846.97

このように横浜正金銀行を通じて運用された国際決済銀行資金の元本は、昭和5年9月末には合計787万円に達したが、その運用残高はこれがピークで、昭和6年に入ると間もなく、同資金は漸次引き揚げられるに至った。これはB I S側だけの事情によるものではなく、当時わが国において国際決済銀行資金を商業手形に有利に運用することがしだいに難しくなったことも響いたようである。そうした事情について、横浜正金銀行は昭和6年1月17日付のロンドン支店あて書信の中で次のように述べている。⁽⁴⁾

国際決済銀行勘定再割引手形残高は七百九十九万円〔引用者注：運用利息を含むものと思われる〕に達し居候処、目下内地市場は商業手形の出廻僅少にて強ひて当行にて此種手形を市場に於て漁るとすれば、勢ひ割引歩合を現在率以下に引下ぐる虞有之、期日に際し新規投資に付不尠苦心罷在候。

事実、国際決済銀行資金の運用対象となっていた手形の割引率は、次のように同年3月、5月と相次いで引き下げられた（なお横浜正金銀行の手数料は $\frac{3}{8}\%$ ）⁽⁵⁾。

昭和5年5月20日から昭和6年3月16日まで	$3\frac{5}{8}\%$
昭和6年3月17日から 同年5月18日まで	3 %
同年5月19日から 同年11月4日まで	$2\frac{1}{2}\%$
同年11月5日以降	$3\frac{1}{2}\%$

他方、このような商業手形の不足とは対照的に、当時大蔵省証券の発行が増大し、昭和6年1月からは公募入札発行方式が採用されていたが、このような状況にかんがみ、本行ならびに横浜正金銀行はB I Sに対し、この際国際決済銀行資金の一部を大蔵省証券に運用替えしてはどうかという提案を行った。しかしB I Sからは手形割引率が $3\frac{5}{8}\%$ から3%に引き下げられた翌日の3月18日付で、この際資金の一部をわが国から引き揚げるか、もしくは横浜正金銀行の手数料の引下げを考慮してほしいという意向が表明され、これに対し横浜正金銀行では手数料引下げの意思がなく、本行でも資金の一部引揚げは差し支えないと回答したの

第1章 管理通貨制度への移行

で、同年5月26日にまず50万ドル（円換算約101万円）の引揚げが実行された。⁽⁶⁾

このような国際決済銀行資金の引揚げはその後も引き続いて行われ、同年10月までに計5回、230万ドル（円換算約466万円）がいずれもニューヨーク連邦準備銀行へ送金された。一方ニューヨーク連邦準備銀行でこの資金がどのように運用されたか明らかでないが、当時のアメリカのマネー・マーケット・レートは4～6か月物の一流商業手形（prime commercial paper）で2%台、90日物の一流銀行引受手形（prime bankers' acceptance）で1%内外であったから、もしわが国の場合と同様にマネー・マーケットで運用されるのであれば、収益面では資金

表5-2 国際決済銀行の
円資金運用残高
(単位：千円)

昭和6年 月末	運用残高
4月	8,075
6月	6,887
7月	5,883
9月	4,888
10月	3,271

(出所) 日本銀行保有資料『国際決済銀行関係(その七)』昭和5年～6年。

をわが国からアメリカへシフトさせるメリットはなかったことになる。したがってB I Sの内心は、あるいは資金引揚げ問題にからませて、横浜正金銀行の手数料引下げを実現させることにあったのではないかと想像されるし、あるいはわが国の金輸出再禁止が近いと判断して事前に資金引揚げをはかったものかとも考えられるが、これらの点について判断できる材料はいまのところ見当たらない。

なお参考までに当時の国際決済銀行円資金運用残高の推移を示すならば、表5-2のとおりである。

国際決済銀行に対する本行・政府資金の預入

1930年1月のハーグ協定(Hague Agreement)により、B I Sはドイツからの賠償金支払に関し、債権国の受託者として行動することになっていたが、B I S発足後間もなく、B I S総裁から本行総裁に対し、わが国が受け入れた賠償金をB I S預金とするよう勧奨があった。そこで本行は政府と協議のうえ、昭和5年6月、B I Sに政府のために本行名義の当座預金勘定⁽⁸⁾（マルク勘定およびポンド勘定）を開設し、ドイツからの賠償金をこれに受け入れることにした。また本行はB I Sの要請により翌7月に政府が受け入れた賠償金206万ドルを3か月定期の米ドル預金としてB I Sに預入したが、同預金は翌昭和6年1月に同行当座預

5. 国際通貨制度動揺下における国際金融協力と日本銀行

金に振り替えられ、さらに同年10月、その残高の大部分（210万ドル）は引き出された。なお本行名義の政府資金マルク勘定については、ヨーロッパにおける金融恐慌の中でドイツ・ライヒスマルクに対する不安が高まったので、これを米ドルに交換し、同勘定はその後昭和13年に至り閉鎖された。⁽⁹⁾

以上のような賠償関係政府資金のほか、本行資金のB I S預入についても、B I S発足直後の昭和5年5月26日付、B I S総裁の本行総裁あて書面によって勧誘があったが、本行は当初この勧誘を断った。⁽¹⁰⁾当時わが国は金解禁実施直後で短資流出に悩んでいた時期であったから、B I Sからの預金勧誘に応じる余裕はないと考えたのではないと思われる。

しかし、その後7月19日付電信でロンドン代理店監督役はこの問題につき再考慮方を次のように要請してきている。⁽¹¹⁾

国際決済銀行総裁より左の如き相談を受く。

国際決済銀行は各中央銀行の協力で依り定款所定の国際的機関たる職能を発揮すべき段取りに進めり。此の夏季中も諸国中央銀行当局者の来訪を受け国際経済上の諸問題解決の途を講ぜんとす。予等米国より参加せるも実に此の理想実現を期するものにして賠償取扱の為めのみに参加せしにあらす。今や有力なる各中央銀行は自己勘定を以て国際決済銀行に預金勘定を開き如上職能の發揮に助勢しつつあり、日本銀行も亦当行に自己勘定を開かれんことを切望すと。

〔中略〕

目下我対外資金関係多端の折柄にはあれども、日本銀行が此際小額にても国際決済銀行に預金勘定を開き置く事は、本行が創立者の一員として国際決済銀行の国際的職能を援助することとなると共に将来国際経済に於ける我立場上得策なるやに存ぜられ候に付御考慮相願度。

以上のような経緯の後、本行は同年7月30日、イングランド銀行当座預金から10万ポンドを払い出し、これをB I Sに対し英ポンド建て3か月定期預金として預入した。この預金はその後期限ごとに書換えが行われ、翌6年10月末に当座預金に振り替えられたが、その後この勘定には格別の動きがなく、単に利息の受入れとB I S預入政府資金の運用手数料の受入れを行ったにすぎない。なおこのほか本行は昭和8年8月、B I Sにフランス・フラン預金勘定を開設し、B I S預

入政府資金のうち、フランス・フラン勘定およびライヒスマルク勘定に対する運用手数料をこれに受け入れていたが、その後その必要性も減じたので、昭和11年8月に英ポンド当座預金に合算組替えが行われ、フランス・フラン預金勘定は閉鎖⁽¹²⁾された。

金輸出再禁止に伴う国際決済銀行との紛争

昭和6年9月のイギリスの金本位制停止直後、B I Sから本行に対してわが国で運用している国際決済銀行資金の金価値保証を求める電報が入った。これに対し本行は、わが国の金本位制維持の方針に変更はないという趣旨をB I Sに打電し、国際決済銀行資金の金価値保証については直接的には回答しなかつた。⁽¹³⁾さらに同月28日付のロンドン代理店監督役からの来電によれば、B I Sは同監督役を通じて、わが国で運用している国際決済銀行資金につき、金価値保証を求めるとともに、「各中央銀行は国際決済銀行関係者となりしことに依り少くとも国際決済銀行への債務を金本位制の貨幣にて弁済するの義務を他の関係中央銀行に対し引受けたるものなりとすることに同意なりや」という点につき、本行の意見を求めてきた。⁽¹⁴⁾しかし本行は10月1日にロンドン代理店監督役に打電し、B I S参加国が当然にB I Sへの債務に金価値保証を付する義務を負うとする上記見解には同意できない旨、B I Sに伝えるよう指示するとともに、実際に金価値保証を付するか否かについては他の国の動向をみて決めたいという趣旨を伝えた。⁽¹⁵⁾そこで当時ロンドン代理店監督役で、B I S理事であった田中鉄三郎は、この問題に対する態度を明確にせず、他国の動きを注視していた。田中は後に営業局（吉田忠郎調査役あて）に寄せた書面の中でも、前記B I Sへの債務に関する金価値保証の問題は、単にB I Sと本行の間だけではなく他の加盟国もかかわる問題であり、しかもイングランド銀行はじめ、これに関する態度があいまいな国が多く、理事会でもとくに発言する者もなかつたので、この際は形勢を静観すべきで、ひとりで否定的発言をするのは不適當と考へたと述べている。⁽¹⁶⁾

この件に関する本行の態度をどのように表明するかはなかなかデリケートな問題であったが、以上のように不明確な態度をとっているうちに12月13日にわが国

は金輸出禁止に踏み切り、続いて同月17日、銀行券の金兌換を停止した。これに伴ってわが国で運用している国際決済銀行資金をどう処理すべきかにつき具体的な対応を迫られることになり、やがてこの問題は本行とB I Sとの深刻な対立へと発展するに至った。その経緯は概略以下のとおりであるが、この件を通じて本行が国際的信用を弱めたのは残念なことであった。

イ、わが国が金輸出再禁止を実施する約1か月前の11月10日、B I Sは横浜正金銀行ロンドン支店への電話で、わが国にある国際決済銀行資金について①金での支払いを保証するか、もしくは②円建てからドル建て預金に振り替えてくれるかと質問するとともに、③上記いずれも不可の場合は、資金をアメリカへ移したいとの意思表示があり、その後ロンドン代理店監督役に対しても書面による同様の申入れがあった（一方、本行側は前述のような事情から、B I Sに対し明確な意思表示をしなかった）。

ロ、その後わが国が金輸出再禁止に踏み切った翌日の12月14日付でB I Sは本行に対し、同行への債務については金価値保証が付されていると了解するが、もし必要ならば、同行資金で買い入れている商業手形を再割引のうえ、その代わり金をもって金をイヤマークしてほしい旨打電してきた（15日着電）。これに対し本行は、あらかじめ再割引取引の契約がなければ、そうした取引に応じることはできないとしてB I Sの依頼を断った。

ハ、このためB I Sは横浜正金銀行に対し同行資金で買い入れた商業手形を売却し、その代わり金を本行の同行勘定に振り込むことを指示するとともに、本行に対し、その資金をもって金をイヤマークするよう依頼してきた（17日着電）。本行は17日、横浜正金銀行から商業手形売却代わり金を受け入れたが、金のイヤマークについては、B I Sとの間にそういう取引契約がないとして、要請を断った。

ニ、そこでB I Sは本行における同行預金を全額、金に兌換のうえ、ニューヨーク連邦準備銀行へ現送するよう依頼してきた（18日着電）。ところがこの時はすでに金兌換についても禁止措置がとられた後であったので、本行はとりあえず「日本銀行券の金兌換には大蔵大臣の許可を要するに付、大蔵大臣の意嚮を

確かめたる上其の能否を回答す」る旨返電した。

ホ、その後B I Sから本行に対し、同行からの預かり金について法定平価を基礎としたスイス・フランをもって表示する本行当座預金として存続するか、あるいは横浜正金銀行または他の市中銀行に、スイス・フランまたは米ドルで預金することはできないかという照会があったが、本行はこれらにつき、いずれも実行不可能と回答した。

へ、国際決済銀行資金の金兌換については、本行と大蔵省との間で協議した結果金兌換を行わないことにし、本行は大蔵大臣より不許可の令達があった旨昭和7年1月30日、B I Sに打電した。他方B I Sは同日、改めて本行に対し2月3日付で本行の同行当座預金残高329万1864円96銭をニューヨーク連邦準備銀行に送金するよう申出があり、本行はこれを横浜正金銀行を通じて実行した(ドル換算116万4497ドル22セント)。これによって本行のB I Sからの預かり金は皆無となった。

ト、なおこの時の換算レートは100円=35ドル $\frac{3}{8}$ であったが、国際決済銀行資金預入当時のレートは100円=49ドル $\frac{7}{8}$ であったから、以上の結果B I Sは100円につき14ドル $\frac{1}{2}$ の為替損を被った。

その後2月18日付でB I Sは総裁代理フレーザー(L. Fraser)の名で本行総裁あて長文の文書を寄せ、問題の経緯、両者の見解の当否などを詳述したうえ、本行の再考を求めてきた。これに対し本行も4月14日付で詳しい回答書を送り、B I Sの主張に反論した。しかしB I Sはこれに納得しなかった。

このような事態に立ち至ったについては、双方にいろいろ誤解もあったようであるが、ここで双方の究極的な言い分を推量してみると、本行の主張は、本行としては本行の規定に則して処理したまでであってなんら落度はないし、B I Sも本行の規定については了解していたはずという態度であったように思われるが、他方B I S側の主張は、B I S側で手続的に若干の不備はあったかもしれないが、日本銀行がそれを理由にB I Sの意向に沿った処理をしなかったのは、中央銀行間の友情・信義に反するというこのようであり、B I S関係者の間にもそうした空気が濃⁽¹⁸⁾かった。もちろん関係者の間にはなんらかの形でこれを円満に解

決したいという気持は強かったであろう。例えば田中とともにB I S理事であった野原大輔（横浜正金銀行ロンドン支店支配人）はこの件について同年2月22日付で横浜正金銀行頭取あてに次のような書面を送っている。⁽¹⁹⁾

爾来本件は同行〔引用者注：B I S〕に於ても緊急懸案と相成居り、過日の理事会に於て報告有之、此度別紙〔省略〕の通り日銀総裁宛出状致候趣にて、何分の尽力方申越候。就ては当方として何等処置の採り様も無之候得共、本書に明白なる通り同行並に理事会に於て日本銀行の誠意に疑念を挟み居り、明確なる指図を兌換停止以前打電したるに不拘、何故日本銀行は臨機の処置を以て同行の利益擁護の方途に出でざりしや、協調精神の存在を認め難しと云ふ立前に有之、其間に挟まれる当方としては誠に苦痛に感ずる次第に有之、弊電にも申述たる通り本邦の国際信用に影響を及し候事、将来の重大事と思考致居候次第に御座候。

以上のように本行とB I Sとの見解は対立したまま平行線をたどっていたが、5月ごろになると、B I S側では、この問題をB I S定款第56条により、仲裁裁判所の裁決にゆだねようということになり、本行にもその旨を提議してきた。他方本行では田中ロンドン代理店監督役からの意見具申もあり、この際できるだけ裁判に持ち込むことを避け、互譲の精神をもって問題を処理すべきであるという考えに固まりつつあった。もし裁判で本行の主張が否認されるようなことになれば、本行は全く面目を失うことになるし、逆に本行の主張が認められた場合でも、その結果は本行の国際的孤立を招くおそれがあるというのが当時の判断であった。⁽²¹⁾そこで本行は、一方でB I Sの為替損の半額までは本行が負担するのやむをえないという腹づもりでB I Sと交渉を続けるとともに、他方イングランド銀行総裁ノーマン（M. C. Norman）に裁定を依頼するという工作を行った。このノーマン総裁に対する工作は、同総裁自身がB I S理事である立場もあってか、むしろ当惑気味であったといわれており、結局実現しなかった。⁽²²⁾しかしB I Sとの交渉はその後進展し、B I Sも為替損を本行と折半することに同意したので、本行は7月20日、本行が負担する額23万3984ドル12セントをニューヨーク連邦準備銀行のB I S勘定へ入金し、これによって本行とB I Sの紛争はようやく円満な解決をみることができた（この本行負担額の円換算金額85万851円34銭が本行

第1章 管理通貨制度への移行

の雑損として処理された)。

なお、本行負担額の計算根拠は次のとおりである。⁽²³⁾

	円
2月3日 現送額(A)	3,291,864.96
同上現送費(0.512%)	16,854.34
<hr/>	
差引手取額(B)	3,275,010.62
B I S希望手取米貨額(C)	1,632,465.47 ^{ドル} (B)のB I S希望レート100円= 49ドル8461125による換算
実際送金B I S手取額(D)	1,164,497.22 ^{ドル} (A)の金額の実際送金レート100円) =35ドル375による換算
<hr/>	
損失額(C-D)	467,968.25 ^{ドル}
<hr/>	
上記損失の半額	233,984.12 ^{ドル}
上記の円換算	850,851.34 ^円 (7月20日の為替相場100円) =27ドル50によるもの

(1) この金額の根拠は次のとおりである(日本銀行保有資料『国際決済銀行関係(その二)』昭和4年~5年)。

B I S資本金

500,000,000スイス金フラン=145,161,290.32純金グラム
=38,709,677.418純金匁
=193,548,387.09金円

一株 2,500スイス金フラン=967.74193545金円

日本割当額(他の参加国と同額) 16,000株

16,000株=40,000,000スイス金フラン
=15,483,870.96金円

うち払込み $\frac{1}{4}$

10,000,000スイス金フラン=3,870,967.74金円

(2) 日本銀行保有資料『国際決済銀行関係(その七)』昭和5年~6年。

(3) 同上。

(4) 同上。原文の片仮名は平仮名に改めた。

(5) 同上。

(6) 同上。

5. 国際通貨制度動揺下における国際金融協力と日本銀行

- (7) Federal Reserve Board, *Eighteenth Annual Report of the Federal Reserve Board, covering Operations for the Year 1931* (Washington, 1932), p. 79.
- (8) B I S 定款第25条は「政府ノ名ニ於テ当座勘定ヲ開クコト」を禁じている（日本銀行保有資料『国際決済銀行ニ関スル条約並ニ同行定款』）ので、本行名義としたものである。
- (9) 日本銀行保有資料。
- (10) 日本銀行保有資料『国際決済銀行関係（その十一）』昭和5年～15年。
- (11) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (12) 同上。
- (13) 日本銀行保有資料『国際決済銀行関係（その八）』昭和6年～7年。
- (14) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (15) 前掲『国際決済銀行関係（その八）』。
- (16) 日本銀行保有資料『国際決済銀行関係（その九）』昭和7年。
- (17) 以下の記述（本行とB I Sとの対立の経緯）については、同上資料のほか前掲『国際決済銀行関係（その八）』および日本銀行保有資料によった。なお引用に際しては原文の片仮名を平仮名に改めた。
- (18) 日本銀行調査局編『田中鉄三郎氏金融史談速記録』日本銀行、昭和35年、147～149ページ、159ページ。
- (19) この書面は3月15日、横浜正金銀行頭取から本行に伝達された。
- (20) B I S 定款第56条第1項は次のとおり。

本銀行ノ定款ノ解釈又ハ適用ニ付一方本銀行ト他方右定款ニ掲ゲラルル中央銀行、金融機関若ハ他ノ銀行トノ間ニ又ハ本銀行ト其株主トノ間ニ紛争生ジタルトキハ右紛争ハ最終的決定ノ為千九百三十年一月ノ「ヘーグ」協定ニ依リ定メラルル裁判所ニ付託セラルベシ
- (21) 前掲『国際決済銀行関係（その九）』。
- (22) 同上。
- (23) 日本銀行保有資料。